

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

1. 目的

国は、福島第一原子力発電所事故や熊本地震等を踏まえた原子力防災対策の検討を進めるなかで、防災基本計画（原子力災害対策編）を修正した。

この修正や、近年の県の取組み等を反映するため、県地域防災計画を修正する。

2. 計画修正の背景

(1) 防災基本計画の修正（平成 29 年 4 月）

熊本地震の課題と対策を踏まえた修正

(2) 「島根県原子力災害業務継続計画」の策定

原子力災害時に県が実施すべき業務及びその実施体制等を規定

3. 今回の主な修正点

(1) 熊本地震を踏まえた屋内退避方法の見直し

自然災害により自宅等で屋内退避できない場合には、近隣又は地震等の影響のない避難所等へ避難させるなど状況に応じ柔軟に対応

(2) 「島根県原子力災害業務継続計画」の策定に伴う応急業務の整理等

- ① 原子力災害時の応急業務及び動員体制を規定
- ② 災害対策本部事務局の体制を強化
- ③ 県庁舎等が所在する地区に避難等の指示が出された場合の移転先を規定
- ④ 原子力防災業務に従事する者の研修等を実施
- ⑤ 専門的知識を持つ職員が多数必要となる緊急時モニタリング業務について、県の化学職採用職員を中心とした動員体制を整備